

アマチュア無線は、多数の人が同じ周波数を利用しています。電波法令を守るとともに、他のアマチュア局の利用を妨げないように心がけましょう。

## ● コールサインは、必ず言いましょ

愛称やサフィックスのみの送出など、コールサイン(識別信号)を省略しての通信は違法です。

通信のはじめや10分程度に1回は、コールサインを送出して、他のアマチュア無線局から識別できるようにしましょう。不法無線局の確認や排除にも効果があります。

## ● 周波数の使用区別を守りましょ

アマチュアバンドは、電信、電話、データなど各種の方式で運用する局が共用しています。このため、各方式間の混信を防止し、電波を有効に利用するため、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」が定められています。

各周波数帯の使用区別は、裏面のとおりです。必ず守りましょ。

## ● 周波数の独占は認められません

アマチュア無線には、特定のグループ専用の周波数は存在しません。通信の都度空いている周波数を使用することがアマチュア無線のルールです。

## ● 他人の通信の故意妨害はやめましょ

特定のアマチュア局が運用している最中に、無変調を送信するなど、他人の通信に故意に妨害を与える事例が多発しています。絶対にやめましょ。

## ● 放送の受信障害に注意しましょ

アマチュア局の運用が原因で、テレビ・ラジオの受信に障害を与えるケースが多発しています。受信障害が発生したり、発生するおそれがあるときは、直ちに運用を中止しなければなりません。

◎ 無線局の免許取得には、電子申請が便利です。詳しくは、電波利用ホームページをご覧ください。

電波利用ホームページ

<http://www.tele.soumu.go.jp/>

# 特に重要!

## ● 無免許でのアマチュア局の開設・運用は処罰の対象です

免許を受けずにアマチュア局を開設又は運用すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。

## ● 無線機の不法改造はやめましょ

無線機を許可なく改造し、出力をアップしたり、アマチュアバンド外の周波数で電波を発射することは違法行為です。

違法改造機を使用した結果、消防・救急無線など、重要無線通信に妨害を与えることがあります。

このように、重要な無線通信に妨害を与えた場合、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金の対象となります。

## ● 免許された内容で運用しましょ

無線局免許状に記載のない周波数帯での運用や、無線局免許状に記載されている空中線電力を超える運用などは、電波法違反で処罰の対象となります。

## ● 業務用通信には使えません

アマチュア無線は、金銭等の利益ではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うものです。

営業や業務連絡、イベント運営等に関する通信は、アマチュア無線の目的を逸脱しており、電波法違反で処罰の対象となります。

業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用ましょ。

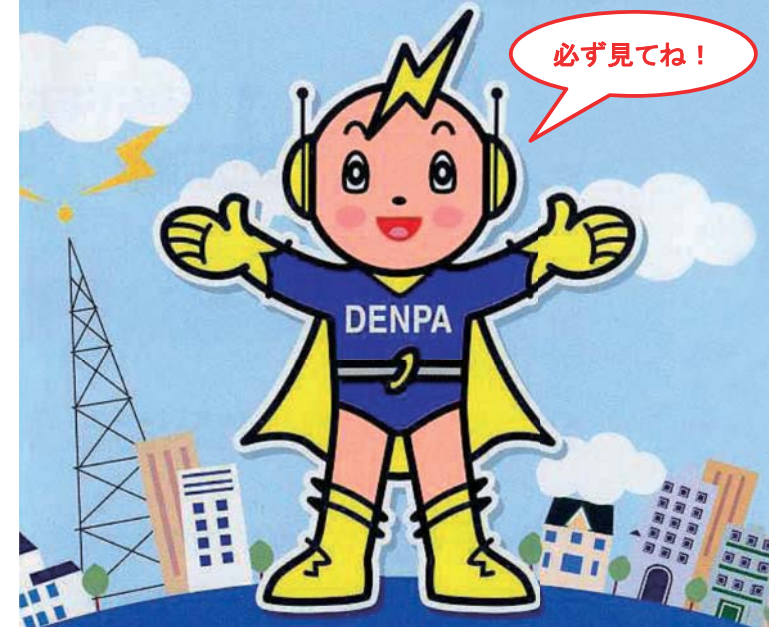
お問い合わせ先

総務省 四国総合通信局

電波監理部 監視調査課

(電話 089-936-5051)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>



# アマチュア無線は ルールを守って 正しく使いましょ!

アマチュア無線は、みんなが聴いています。

コールサインは、必ず言いましょ。

周波数の独占は、認められていません。

周波数の使用区別を守りましょ。

免許された内容で、運用しましょ。

仕事に使っては、いけません。